

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成27年6月23日（火）
開会 午後3時56分
閉会 午後4時21分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 （委員長）梅村 均、（副委員長）木村冬樹
櫻井伸賢、相原俊一、堀 巖
宮川 隆議長、黒川 武副議長

5 欠席議員 なし

6 説明員 議会事務局長、行政課長、議会事務局主査

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

（1）報告事項について

① 6月18日の厚生・文教常任委員会協議会で報告された特定健康診査助成金について

議長：報告事項について、厚生・文教常任委員会の正副委員長及び正副議長で協議をしたところ、厚生・文教常任委員会としては報告を受けたが、言わないままで委員会協議会を閉じた。全員協議会で報告を受けるかであるが、結果として全員協議会で取り扱った場合、厚生・文教常任委員会以上のものは何もなく、後程、予算が関係した場合、委員会に付託されることになるので、委員会で審査されることとなる。現状では変更はなく、委員会協議会でも報告されたように、今後の動向は鋭意努力する申出があった。市民部長には結論の有無にかかわらず9月定例会までに努力するよう伝え、議会に経過報告するように時間の猶予を与えた。

厚生・文教常任委員会委員長も変わるわけでないので、委員会としても報告を受けるものは、今後も報告を受け、動きがあれば委員長として判断して、委員会で取り扱うか正副議長に戻すか判断をすることになったと報告した。

委員：9月定例会までに市民部で鋭意努力するということがあったが、9月定例会までに報告をするのか。

副議長：今後の方向性を厚生・文教常任委員会で説明を受けていないので、当局は鋭意努力するということが、9月定例会までに厚生・文教常任委員会協議会を開催して報告するということです。

議長：正副議長に報告があつてしかるべきあるので、正副議長で受けきれないものであるならば、正副委員長と協議して結論に導きたい。常任委員会としての役割を果たしてほしい考えがある。各会派から必ず委員になっているので、ほかの議員が聞いていないことはおかしいと思う。本来あるべきところで話し合いをしてほしい考えを持っているので、基本は厚生・文教常任委員会で扱うが、正副議長がはじめに報告を受けるので、そこで話し合い、受けきれないものは相談して決めていきたい。

委員長：9月定例会までに報告をしていただくこととする。（了承）

② 議員の永年勤続年数表彰について

伊藤隆信議員が全国市議会議長会から20年の表彰を受けた。これまでは、全員協議会の終了後に表彰伝達をしていたが、最近は伝達方法が異なっている。

全国市議会議長会のように全国レベルでの表彰などに値するものについては、閉会後に議場で行うものとして提案したい。

委員長：今回から提案どおり適用する。（了承）

（2）その他

① 一般質問を終結する発言をする際の議事進行について

委員：議員が一般質問を終えた際に、議員が議席に着席した後に質問の終結を宣言して議事を進行することを慣例にしていた。本日の一般質問では、副議長が議事を進行した際に議員が着席する前に質問を終結する宣言をしていたのでないか。

副議長：議事進行の判断に迷い、局長に確認したところ、質問席で質問を終了したときに発言することを聞いて議事を進行した。今後は気を付けたいと思います。

局長：イメージの中では、質問が終了して拍手があつて、座つたのでなかったと思ったものですから…申し訳ありませんでした。

委員：過去は、必ず着席して宣言していた。それが礼儀であるのでないのか。

議長：私も議長として初めてであったので、どうかと思っていた。どのような形で議事進行をするのが好ましいのかと今回議事を進行していた。

委員：議事の進め方については構わないが、これまでの慣例と異なるので違和感があることと質問者に対して失礼でないかと感じた。変更するのは構わないが、統一をお願いしたい。

議長：当面、従来どおりとしたいと思っている。

② 堀巖議員の一般質問について

ア．市長からの反問の検証について

委員：反問の趣旨でなく、堀議員が議会事務局職員時代に二元代表制をどのように果たしたのか、また議長の1年任期の見解を求めることは逆質問でないのか。議会基本条例で定める反問権に該当しないのでないか。検証をしていきたい。

イ．一般質問における当局の答弁について

議長：私もあえて議事を止めなかったが、議長の一年制のために事務局のことを判断できない内容の答弁が総務部長からされたが、少なくとも私は一年生議員ではない。

委員：総務部長は8時半から夕方5時15分まで議長が在席しているわけではないことと、市長は議長が1年任期であることで事務局長を勤務評価できない答弁したが、失礼な発言ではないのか。

委員長：堀議員の一般質問における反問権を検証したいが、反訳はいつ頃できるのか。

委員：本会議をカセットテープに録音をしているのでないのか。

事務局：カセットテープにも録音しております。音声データは明日にでも反訳業者に送付します。録画は概ね1週間後にホームページにアップされる予定です。

委員：一般質問の内容を正確にしたほうがよいのでないか。

議長：今回から評価方法の変更について、副市長から申し出があり私から意見を添えさせていただいた。当局から決めている形から変更していることを申し添えたい。

委員：本日の一般質問の前にされた話なのか。

議長：一般質問の前である。

委員：改善されていると思うが、法律に基づいて正確かどうかの堀議員の指摘もあるが、議長の任期とはまったく関係のない話である。議長の在席時間も関係のない話である。法律に違反している実態を改善していくべきでないか。後日に議会基本条例推進協議会の開催を予定しているが、各議員の意見を聞いたらと思うがどうか。

議長：発言に違和感があることもあるが、話し合っただけ誤解のないように、対立するのでなく、疑問に思ったことは出していただいて、我々のもとで整理して、話し合いのテーブルを持ちたい。

ウ．議会事務局からの要望について

委員：当局の答弁の中で、議会事務局から人員の要望書が提出されている答弁があったように記憶しているが、正副議長までの決裁を受けて提出されているのか。

正・副議長：決裁を見たことがない。最近の話なのか。就任した以降のことなのか。

局長：5月20日にそういうのが、所属長あてにあったかと思います。

委員：所属長に来て、所属長の権限で提出したのか。

行政課長：議会運営委員会で取り扱うことなのでしょうか。

委員：議会運営委員会の議題としたい。

委員：5月に議会事務局長に打診があったのか。

局長：日付は不確かですが…

委員：議長には絶対に諮るべき問題なのでないのか。

委員：3月25日に要望書を提出したのに、局長の独断で行ったのは好ましくないのではないか。

副議長：職員の採用計画に絡んで各担当のヒアリングを行う一環の話でなかったのか。

議長：新規採用職員の配置を含めた要望でないのか。

委員：議長から要望書を提出しているのに、人員が足りていると回答するのは齟齬が生じるのでないか。

委員：要望書の内容と整合性がとられていないことを議会事務局長が回答するのは好ましくない。

局長：職種でなく、担当の人数と所属長…

委員：正副議長には伝えないと好ましくないと思う。

委員：議会事務局の人員などいろいろなことに関することは、正副議長に報告して意見を仰ぎ対応しないといけないのでないか。

議長：すべての責任を局長が負うことになるので、少なくとも正副議長には聞いた上で提出してほしい。下打ち合わせのようなものは、報告程度で構わない。

③ 全員協議会について

ア. 資料の事前配布について

議長：正式に決まったわけではないが、事前配布を前提とするよう依頼をした。

委員長：6月24日午後1時30分に開催することでよいか。

行政課長：本日中に議会事務局に届けるよう手配しております。

イ. 全員協議会の報告内容について

議長：建設部長から一宮春日井線高架下の件について、設計ができたので提示したい旨の申し出があった。